

平成28年大川市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月8日(水)

開 会 午前9時30分～午前10時15分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 10番 眞崎 直満

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案第18号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

議案第19号 農地法第3条許可申請について

議案第20号 農地法第5条許可申請について

議案第21号 農地移動適正化あっせん申出について

議案第22号 大川市農用地利用集積計画について

議案第23号 農業振興地域整備計画の変更について

報告第8号 農地法第18条第6項通知について

報告第9号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第6回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成２８年第６回大川市農業委員会総会」を開会いたします。
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

議 長 最初に、議案第１８号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてを議題といたします。

１番から２番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１８号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてご説明いたします。

議案書の１～２ページをご覧ください。１番及び２番は同じ農地でありまして、競売事件平成２７年（ケ）第３５号の物件であり、入札期間は平成２８年６月１５日から６月２２日までであります。これに参加するため、１番と２番の申請人が買受適格証明願を申請したものであります。１番と２番の申請人は耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地として利用されるとのことで、問題ないものと思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、１番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

１番の証明願については、適格である意見を付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、１番の申請について、適格である意見を付することに決しました。

それでは、２番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

２番の証明願については、適格である意見を付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、２番の申請について、適格である意見を付することに決しました。

以上で、議案１８号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についての審議

を終わりました。

次に、議案第１９号農地法第３条の許可申請についてを議題といたします。

１番から２番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１９号農地法第３条の許可申請についてご説明いたします。議案書の３～４ページをご覧ください。１番及び２番とも議案第１８号に関連しておりまして、事務処理上、農地法第３条許可申請も同時に受付けました。所有権移転競売であります。１番及び２番とも譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題ありません。また、耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第３条第２項各号には該当しておらず、許可要件をすべて充たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、１番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

１番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、１番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、２番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

２番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、２番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第１９号農地法第３条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第２０号農地法第５条の許可申請についてを議題といたします。

１番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第２０号農地法第５条の許可申請についてご説明いたします。議案書の５～６ページをご覧ください。１番は、農振地域内でおおむね１０haの広がりがあり、第１種農地であるが市街化に設置することが困難または不

適当な施設である特別養護老人ホームの駐車場及び通路に転用するものです。また、特別養護老人ホームの建設地を含む一体利用地は全体で、6,222㎡であり、開発行為の協議が必要で同時許可となります。駐車場は48台分入る計画で、特別養護老人ホームは入所定数50人で、平成29年4月オープン予定です。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

佐藤委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、開発行為協議もありますが、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどをお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第20号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第21号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第21号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明いたします。

議案書の7～8ページをご覧ください。1番は、申出人は千葉市に住んであり、全農地貸してありました。今回全農地耕作者に売買するもので、買入協議に該当します。2番も、貸してありましたが、今回耕作者に売買するものです。それぞれ農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1 番について、あっせん委員に、佐藤操委員、田中博文委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1 番については、佐藤操委員、田中博文委員に決しました。

2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり) に

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

2 番について、あっせん委員に、龍靖男委員、古賀博美委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、2 番については、龍靖男委員、古賀博美委員に決しました。

次に、議案第 22 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 22 号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案書の 9～70 ページをご覧ください。大川市長より平成 28 年 5 月 25 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転 3 件と利用権設定は 223 件で合計 765 筆の 783,183 m²であります。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の要件を満たしております。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第22号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第22号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、議案第23号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

平成28年5月27日付けをもって大川市長から大川市農業振興地域整備計画の一部変更について当委員会の意見を求められたので、ご審議をお願いします。

議 長

1番から3番について審議をお願いします。

職員に農業振興整備計画の変更について説明をいたさせます。

事務局

それでは、議案第23号農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。議案書の71～75ページをご覧ください。内容は、除外3件であります。1番は、倉庫及び本社事務所用地への変更であります。位置については、74ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。次に、2番は、町内会駐車場及びリサイクル置場用地への変更であります。位置については、75ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。次に、3番は、資機材置場及び駐車場用地への変更であります。位置については、76ページをご覧ください。農用地の除外要件及び農地転用許可基準に照らしても妥当と思われます。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

除外1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外1番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。よって、除外1番について、同意することに決定いた

しました。

次に、除外２番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外２番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。よって、除外２番について、同意することに決定いたしました。

次に、除外３番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見なしと認めます。ただいまから、採決いたします。除外３番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。よって、除外３番について、同意することに決定いたしました。

以上で、議案第２３号農業振興地域整備計画の変更については、除外の１番から３番について、同意することに決しました。

次に、報告第８号農地法第１８条第６項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第８号農地法第１８条第６項の通知についてご報告いたします。

議案書の７６～９０ページをご覧ください。

６８件の届出がっております。全部利用権設定の合意解約で、解約理由は借り手の変更６５件・売買２件・本人耕作１件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第８号を終わります。

次に、報告第９号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第９号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

議案書の９１～９６ページをご覧ください。

２７件の届出がっております。解約理由は借り手の変更２６件・本人耕作１件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
皆さん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第9号を終わります。
以上で、審議を終わりました。
つぎに、署名委員を指名いたします。

2番 野口 至米子 委員

3番 辻 律子 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。
以上で、第6回大川市農業委員会総会を閉会いたします。